

平成22年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年3月11日(木)

議事日程(第4号)

平成22年3月11日午前10時開議

日程第1 報告第1号

日程第2 議案質疑 議案第1号ないし議案第33号

日程第3 請願第1号ないし請願第4号

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第1号(採決)

日程第2 議案質疑 議案第1号ないし議案第33号

日程第3 請願第1号ないし請願第4号

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 議長 | 黒沢義久君 | 副議長 | 茅根猛君 |
| 1番 | 木村郁郎君 | 2番 | 深谷涉君 |
| 3番 | 鈴木二郎君 | 4番 | 荒井康夫君 |
| 5番 | 益子慎哉君 | 6番 | 深谷秀峰君 |
| 7番 | 平山晶邦君 | 8番 | 成井小太郎君 |
| 9番 | 福地正文君 | 10番 | 高星勝幸君 |
| 12番 | 菊池伸也君 | 13番 | 関英喜君 |
| 14番 | 片野宗隆君 | 15番 | 平山伝君 |
| 16番 | 山口恒男君 | 17番 | 川又照雄君 |
| 18番 | 後藤守君 | 20番 | 小林英機君 |
| 21番 | 沢畠亮君 | 22番 | 立原正一君 |
| 23番 | 梶山昭一君 | 25番 | 生田目久夫君 |
| 26番 | 宇野隆子君 | | |

欠席議員

24番 高木将君

説明のため出席した者

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 市長 | 大久保太一君 | 副市長 | 梅原勤君 |
| 教育長 | 中原一博君 | 総務部長 | 川又善行君 |

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 政策企画部長 | 江 幡 治 君 | 市民生活部長 | 五十嵐 修 君 |
| 保健福祉部長 | 綿 引 優 君 | 産 業 部 長 | 赤 須 一 夫 君 |
| 建 設 部 長 | 富 田 広 美 君 | 会 計 管 理 者 | 大 森 茂 樹 君 |
| 水 道 部 長 | 高 橋 正 美 君 | 消 防 長 | 菊 池 勝 美 君 |
| 教 育 次 長 | 根 本 洋 治 君 | 福 祉 事 務 所 長 | 深 澤 菊 一 君 |
| 秘 書 課 長 | 山 崎 修 一 君 | 総 務 課 長 | 川 上 明 文 君 |
| 監 査 委 員 | 中 村 弘 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-------|----------|---------|
| 事 務 局 長 | 時野谷 彰 | 副参事兼総務係長 | 吉 成 賢 一 |
| 次長兼議事係長 | 菊 池 武 | | |

午前10時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は25名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。24番高木将君、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 報告第1号

議長（黒沢義久君） 日程第1，報告第1号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告第1号については、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、原案承認することに決しました。

日程第2 議案質疑

議長（黒沢義久君） 次、日程第2，議案質疑を行います。

議案第1号から議案第33号まで、以上33件を一括議題とし、通告順に発言を許します。
7番平山晶邦君の発言を許します。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番(平山晶邦君) 7番平山晶邦であります。ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第22号常陸太田市一般会計予算について質疑をいたします。

私は、行政は経営するものであるということを申し上げてまいりました。そのような観点から、平成22年度常陸太田市一般会計予算について質疑をいたします。私は、今までもにも議会の定例会の質疑や予算特別委員会、決算特別委員会において、委託料の歳出に関しては、基準単価が必要である、特に、委託料等は、各部、各課にまたがって、同じような項目の要求がありますから、基準単価を出す必要があるということを申し上げてまいりました。きょうはインターネット中継も行われますので、市民の皆様にはわかりやすくご説明をいたしますと、例えば、保育園の通学バスは、保健福祉部が担当します。幼稚園の通学バスは、教育委員会が担当いたします。行政の縦割り組織の弊害で、同じ子どもを対象とする通学バスであります。この通学バスの委託料等が、過去においては委託料の統一がとれていなくて、整合性がない予算や決算になっていた状況がありました。整合性がとれていなくて説明できなくては、市民の皆様の理解を得られないということは今までも申し上げてまいりました。

そこで私は、基準単価を設定して、各部、各課が共通の理解をして予算編成に当たられることを切望してまいりました。そのような観点からいたしますと、今回の予算は、そのような基準単価が実現された予算になっているという思いがございますが、確認の意味で、歳出の委託料の警備委託料や草刈り業務委託料や運送業務委託料や清掃業務委託料等、各部、各課にまたがる基準単価の設定をしたのかどうか。また、予算が行われる前に、チェック体制はどのような形で行ってきたのか、そして、予算として整理されていくのかについてお伺いをいたします。

また、土地の賃借料等についてでございますが、賃借料については、固定資産評価額の5%以内という基準があるように聞いております。今回この予算の中で、どのような取り扱いになっているのかについてもお伺いをいたします。

私は、昨年6月議会で、補正予算においてエアコン設置の予算が大変甘い予算査定になっていることを指摘いたしました。今回の予算編成に当たっては、市民から理解される予算となっていなければいけないという思いで質疑をいたすものであります。市民が理解できる説明をお願いをいたしまして、第1回の質疑といたします。

議長(黒沢義久君) 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長(川又善行君) 議案第22号平成22年度常陸太田市一般会計予算の歳出の委託料、賃借料についての質疑にお答えをいたします。

平成22年度の委託料につきましては、清掃業務、昇降機、警備、除草、運送業務の5項目について、財政課も含めまして各部の代表者からなる市有施設管理費関係研究会での検討を重ねまして基準額を設定いたしました。この基準額は、予算計上の上限額となっております。

各項目の基準についてお答えいたしますと、清掃業務委託につきましては、建設物価の清掃管理費を基準として、各施設の内容に当てはめ積算をしまして、22年度予算に反映いたしました。なお、建設物価により算出できない小規模な清掃業務につきましては、複数業者から見積もりを徴しまして精査をしたところでございます。

昇降機の保守管理業務委託につきましては、国土交通省が建物管理の予算要求に算出する要求単価表を掲載しておりますビルメンテナンスの積算アンド見積もりを基準としまして、市内8カ所に設置された昇降機に応じて算出したところでございます。

警備業務委託の中の有人警備につきましては、警備実勢単価の掲載がありますビルメンテナンスの積算アンド見積もりの中の施設警備の単価を基準といたしました。なお、機械警備につきましては、設置しました条件や仕様書を確認する作業がございますので、今後の継続研究テーマとしております。

除草業務委託につきましては、シルバー人材センターへの委託では、人力、機械除草の標準値を定めまして作業時間を算出したところでございます。その標準作業時間に単価を乗じた価格に、処理運搬及び処理補助費、事務費を加えた数字を上限といたしました。

業者委託につきましては、茨城県土木部歩掛りと茨城県の実施用単価による積算といたしました。なお、標準除草回数は2回としまして、この回数の増減は、施設の状況に応じ判断することといたしました。また、樹木剪定、薬剤散布などは、別途上乘せすることとしたところでございます。

運行業務につきましては、学校給食運搬業務では、県土木部貨物自動車運賃表を使用しまして、10キロ未満の端数につきましては、比例配分により算出いたしました。なお、常陸太田地区の運搬補助員については、茨城県の実施用単価による軽作業員として積算してございます。

ごみ収集運搬業務については、学校給食運搬業務に準じ積算しております。なお、債務負担行為の業務につきましては、こうした基準額に準じ積算しておりますけれども、入札後の契約額を予算計上しておりますので、差異がございますのでご了承いただきたいと存じます。

賃借料につきましては、借地料と税負担のあり方についての検討を図るために、借地担当課長と税務課長をメンバーとする借地評価見直し検討会において検討を重ね、さらには、副市長を本部長とする借地評価見直し検討会において十分検討を重ねました。その結果、市有地貸し付け料の算定と同様に、土地の評価額の5%を標準的な借地料率といたしましたところでございます。

なお、現行の借地料が評価額の5%を上回っているものについては、地権者との協議、交渉が必要であるため、今回は保留としたところでございます。また、あわせまして返還すべき借地などの検討も行いまして、平成22年度当初においては、7件の借地を返還することといたしました。

今後においても、市有施設管理費関係研究会及び借地評価見直し検討会を継続して開催しまして、委託料、賃借料についての考え方や基準単価の統一を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 7番平山晶邦君。

〔 7 番 平山晶邦君登壇 〕

7 番（平山晶邦君） 執行部からの微に入り細に入りの内容で、よく理解をいたしました。ぜひとも無駄のない行政を築くために頑張っていたいただきたいということをお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 次、26 番宇野隆子君の発言を許します。

〔 26 番 宇野隆子君登壇 〕

26 番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。議案第 1 号常陸太田市男女共同参画推進条例の制定についてを初め、議案第 4 号、6 号、9 号、13 号の 5 件について質疑を行います。

議案第 1 号についてです。本市では、平成 13 年 2 月に男女共同参画推進プランが策定され、男女共同参画の推進が図られてきております。こうした中で、今回条例の制定が提案されることになり、男女共同参画社会への実現に向けて一層推進が図られるものと期待をしております。

7 ページから 8 ページにわたりましては、基本理念、それから市の責務、市民の責務、事業者の責務ということで条例が制定されておりますけれども、それぞれの責務においても市は第 4 条で、第 1 項は「実施しなければならない」、2 項については「取り組まなければならない」、3 項については「教育を行わなければならない」と、こういうきちんとした、しっかりした責務のもとで進めるということになっておりますので、この辺は大変評価をしたいと思えます。

私はもう少しそういう意味で、10 ページの苦情及び相談への対応というところで、これは第 17 条、2 項目にわたって上げられておりますが、1 項目めは「市長は」と、2 項目めも「市長は」ということになっておりまけれども、1 つは「市民は」ということで、市民がこういう市の男女共同参画の推進に関する施策等々に関して、市民または事業者からの苦情を申し出ることができると、市民はこういう苦情を申し出ることができるというような 1 項目が入ったほうが、より市民がこの制定で一体化して、男女共同参画社会に向けて意思を発揮することができるというような意味にもつながりますので、ここにはやはり、市民がこういう苦情を申し出ることができるということが私は必要なというふうに読んでますけれども、この辺でのお考えを伺いたいと思えます。

それから 2 項目めの、「市長は」ということで、「適切な措置を講ずるように努めるものとする」ということになっておりますが、苦情及び相談への対応ですけれども、これは「適切な措置を講ずる」ということではっきり言い切って「講ずるものとする」とか、そういう表現といたしますか、のほうがいいかなと思ひまして、お考えを伺いたいと思ひます。

それからページ 10 の第 3 章の審議会ですけれども、これについては、組織は「15 人以内の委員をもって」ということで、「委員の総数 10 分の 4 未満であってはならない」と、男女いずれか一方の委員の数ですね。その後の、「委員は市民、事業者の代表者、学識経験者及び関係機関の職員」とありますけれども、この「関係機関の職員」とはどういう職員を指すのか、これを 1 つお伺いしたいと思ひます。

それから、委員の選出に当たって、当然こういう「市民、事業者の代表者、学識経験者及び」ということになっておりますので、広い範囲の中で分野の中から選出されるものと思ひますが、

公募なども考えているのか、お伺いいたしたいと思います。あわせて審議会の庶務ですけれども、これは「男女共同参画主管課において」ということですが、このあたりをもう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

それともう一つは、新年度予算にかかわることですけれども、審議委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が出ておりますが、新年度予算では、何回分ぐらいの審議会開催の予算が講じられておるのか伺いたいと思います。

次に、議案第4号、21ページになりますが、これについては、提案理由が「雇用奨励措置の拡充を図り、企業立地を促進することによる市民の雇用環境を確保するため、本条例の一部改正を行うものである」ということであります。この中で、新旧貸借表で質疑をいたしますと、23ページになりますが、現行では新規雇用者は、企業等が操業開始日の前後6カ月以内ということで1年間です。改正案として、操業開始日前6カ月から操業開始後「3年以内」ということで、雇用期間が延長されたわけなんですけれども、これは2年以内あるいは1年半以内とか、3年以内とか、いろいろ考えられると思うんですけれども、3年以内とした根拠を伺いたいと思います。

それから、前後しますが、この立地促進条例に当たって、これは18年に制定されたと思うんですけれども、実績が現在あるのかどうか、その状況を質疑したいと思います。

それから、雇用要件が「引き続き1年以上継続して雇用した場合は」云々ということで、奨励措置の中の奨励金の中にまとめられたということは、これは改善していいと思います。

第4号については、2点伺いたいと思います。奨励措置の効果があったのかどうか、実績とあわせてお願いいたしたいと思います。

次に、28ページです。常陸太田市道路占用料条例の一部改正についてということで、提案理由が「道路法施行令の一部を改正する政令が」ということで、国道に係る占用料の額が確定されたことに伴い、本市道に係る占用料の額等について見直しを行うために条例の一部改正ということで、本会議の中で地価水準の下落というような説明がございました。この中で、貸借対照表33ページになりますが、この道路占用料ですけれども、NTT、東電さん、それと一般の方が水道管の埋設等々にかかわっているかと思いますが、ほとんどは第1種の電柱、第1種電話柱あたりにかかわってくるかと思いますが。

例えば、現行ですと占用料第1種の電柱が、1本につき1年間に1,000円。これが今度630円ということで、37%も引き下げになっているわけです。第1種の電話柱、これも現行では930円、これが560円ですから、約40%に引き下げということで、全体的に見て大幅な引き下げであるということが言えると思うんです。

このことについて、今地価が下がったといいましても、これほどまでに電柱の占用料を引き下げなければならないのかと。例えば、地価が下がったといいましても、その地価が下がったところにアパートやその他貸し家がありましても、じゃあ、借りているところの家賃が安くなるかという、決してそういうことではないんですよ。ですから、道路法が変わったからといって、必ずしもこんなに引き下げることはないと思うんですが、むしろ現行どおりでもいいんじゃないかと思いますが。

この使用料ですが、これでいきますと、平成21年度は1,629万5,000円、歳入使用料として予算が上げられておりますが、この改正案によりますと新年度予算で953万円と、このように計上されておまして、676万5,000円、40%強ですか、このぐらいの減額になってしまうわけです。これはNTTさん、東電さんと話をしながら改正しなくてもいいんじゃないかと、この辺の考え方についてお考えをお伺いしたいと思います。

次に、43ページなんですけど、議案第9号水郡線常陸太田駅改良工事平成22年度委託契約の締結についてということで、議案第8号とも関連しているわけなんですけれども、水郡線常陸太田駅改良工事、JR東日本旅客鉄道株式会社との随意契約ということで、非常に工事そのものが特異性があるということで、こういう契約方法になっておりますが、この改良工事の議案第8号の差額分が議案第9号で増額しておまして7億6,787万4,000円という金額になっておりますけれども、これが大体金額として適正なのかどうかということが、こういう工事というのは余りないものですから、見当がつかないわけなんですけれども、この積算の基準と申しますか、こういうことがどうなっているのか、その中でどういう協議をしてこういう額になったのかお伺いしたいと思います。

次に、議案第13号の一般会計補正について6点ほど伺いたいと思います。

今回の一般会計補正予算2億2,532万6,000円の減額ということで内容を見ますと、新しく国の補正予算の中で主に工事請負費などが上げられておまして、地方交付税も確定額として1億円近く入っておりますが、減額として峰山中学校校舎改築工事1億5,725万4,000円と、非常にこれは低額な入札だったということが前回の議会でありましたけれども、こういう内容の中で、歳入の部分でページ13、市税ですが、個人市民税が1,330万4,000円の増ということになっております。一般質問の中でも二人体制で徴収、臨戸訪問で努力されたということで、徴収率が県内でも上位だということで答弁がありましたけれども、この1,330万4,000円、これについての増の理由を伺いたいと思います。

今いろんな行政自治体の中で、非常に暮らしが大変なので滞納者が増えているわけですが、強制的な徴収をすとか、また、差し押さえですね。当市も差し押さえ等もやっておられるようですが、この滞納繰り越し分の補正額について、徴収率を上げた理由と申しますか、伺いたいと思います。

それと固定資産税ですけれども、これも現年課税分2,665万8,000円、滞納繰り越し分1,906万円の増収の理由をお伺いしたいと思います。

次に、歳出に移ります。

21ページになりますが、上段の一般管理費の節の19負担金補助及び交付金、県派遣職員給与費960万5,000円増ということです。当初予算で見ますと2名分、1,982万3,000円が計上されております。1名増やしたということですが、この3月の補正で出された理由について伺いたいと思います。

それから、本市へ県職員が派遣されておりますけれども、県との取り決めはどういうふうになっているのか伺えればと思います。例えば、当市からも県のほうには職員が派遣されております

が、形としては研修という内容で、その分は当市から給料は見ているということですが、その辺の取り決め、また、派遣ということについての考え方について伺いたいと思います。

次、30ページに飛びますが、農業費です。農業振興費、19の負担金補助及び交付金、この中で新規就農者等支援事業費、この事業については、私も積極的に進めていくべきだと思いますけれども、この新規就農者等支援事業費は、6月の補正で234万円計上されておりまして、そのうちの180万円の減額ですから、執行額が54万円ということになるかと思いますが、この事業のためにどのような活動をしてきたのか伺いたいと思います。

次に、39ページになります。39ページの社会教育費の市民交流センターの工事請負費、これについて伺いたいと思います。施設補修工事となっております、屋上の防水工事だという説明がありましたけれども、現状と工事内容について伺いたいと思います。

次に、40ページに移りまして、ここでは保健体育費2件についてお伺いしたいと思いません。

1つは、体育施設費の節の15工事請負費、この施設改修工事、大里のテニスコート、それからプール、それと山吹運動公園の予防ネットというような説明がありましたけれども、この工事額3,450万6,000円、まず、これの内訳をお伺いしたいと思います。また、大里プールですけれども、これが現在どのような……漏水という話も聞いておりますが、現状がどのようなになっているのか、どういう改修工事を行うのか伺いたいと思います。

目の5温水プール費です。節の15工事請負費施設改修工事950万円、これについてですけれども、この状況を見てまいりました。プールサイドがあちこちにわたってシートがはがれておりまして、非常に危険だという話も伺ってきましたけれども、水はけも悪い状態にあるようです。プールの中もウォーキングするところは塗装がはがれていると、これも結構大きくはがれている箇所もあるんですが、その他にもプールの中も塗装のはがれが見られました。

ちょうどはがれたところのシートといいますか、床暖房になってますからその上に張ってある材質ですか、それが非常に薄いんですけれども、薄いから弱いということではないと思いますが、この温水プールは、開設してから丸6年たちまして7年目に入っているわけです。プールサイドを全部張りかえるという、あのような状態になっているということは、当初の工事がどうだったのか。それから、床暖房の上に工事を行ったシートですけれども、その材質がそれでふさわしかったのかどうか、当初がどうだったのかというところまで問題はさかのぼると思うんですけれども、その辺とこれからの改修工事、これは今度工法が変わるのかどうか、その辺をどんなふうに考えているのか伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 議案第1号常陸太田市男女共同参画推進条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、第17条についてのご質問でございますが、17条につきましては、苦情及び相談へ

の対応について定めた条項でございます。市民からの申し出に対して市が行うべき対応について定めたものでございます。また、第2項の「努めるものとする」としておりますのは、苦情等につきまして、市だけで解決できるものばかりではなく、関係機関の協力が必要であることから「努めるもの」としているところでございます。

次に、第21条の審議会委員のうちの関係機関の職員の範囲でございますが、これにつきましては、教育や就労環境など、あるいはセクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンスなどの人権の侵害や暴力にかかわる問題もありますことから、国、県の関係機関としまして、法務局、茨城労働局、県の関係部署、太田警察署、さらに教育関係機関を考えております。

また、委員の選定に当たっての考え方でございますが、各地域や関係する団体等から広く選出し、それぞれの立場でご意見をお聞きできるようにしてまいりたいと思います。その中で市民委員の一部につきましては公募をしてまいりたいと考えております。

次に、第24条に定める庶務の男女共同主管課であります。企画課でございます。また、審議会の回数につきましては、22年度予算に4回分を計上しております。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） まず、議案第4号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正についてお答えいたします。

期間を3年以内とした理由でございますけれども、新規の雇用奨励金の交付対象者の採用の期間を広げることで、市内在住者の採用の機会を確保すること及び3年以内の期間については、立地奨励金の交付の期間が3年間ありますので、基準日の取り方を3年以内としたものでございます。

続きまして、議案第13号平成21年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)、5款1項3目19節農林水産業費の農業振興費における負担金補助及び交付金の新規就農者等自立支援事業費にかかわる180万円の減額補正についてお答えいたします。

この新規就農者等自立支援事業費交付金は、平成21年6月に就農者等の確保及び自立支援の推進を図り、常陸太田市における農林水産業等の振興を目的として制度化し、予算づけをお願いしたものであります。当初の予算といたしましては、研修支援5万円、営農支援8万円、それぞれを2名ずつ、期間を平成21年7月から22年3月の9カ月を計上し、合計で234万円としておりましたが、補正予算計上時におきまして、研修支援にかかわる1名の方のみの該当であったため、営農支援を2名のうち1名減の1名とし、研修支援については2名のままで、それぞれ期間を6カ月間減とした平成22年1月から3月の支援とし、合計で54万円としたため、その差額である180万円を減額補正するものでございます。

続きまして、事業の取り組みとしましては、市の広報、ホームページ及び県が発行する小冊子等において制度の周知を図るとともに、農政課内で随時実施している就農相談、また、年2回本庁及び各支所において県、JA等とともに実施している農業相談会や水戸市内で開催された「新・農業人フェア in いばらき」において、新規に農業を営みたい方などに当該制度のPRを実

施してまいりました。また、茨城新聞及び全国紙の農業新聞にも制度の内容が掲載されてきたものであります。

以上、申し上げました制度周知の成果もありまして、この間、現在までに新規就農希望者19名の方の相談を受けております。この後、1名の方が東京都内から市内に転入後、県の就農認定を取得し、この1月から里美地区の有機農業を営む農家で研修を始めたことにより、当該制度の該当者として支援を実施しております。また、現在市内には、目指す農業を模索中であり、また就農認定の取得までには至っていない方が3名おり、そのうち1名の方は市外から転入なされた方です。さらには、制度の該当とはなっておりませんが、他産業より金砂郷地区の農業法人に社員として就職なされた方が2名となっております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 議案第6号及び議案第9号の質疑にお答えいたします。

初めに、議案第6号常陸太田市道路占用料条例の一部改正についてお答えいたします。昨年までは、市内の道路占用料は、県管理の国道、県道、市管理の市道につきましては同じ額でございましたが、国の道路法施行令を改正する政令が平成20年12月18日に公布されたことに伴い、直轄国道にかかわる占用料が改正され引き下げられました。これを受けて、茨城県の国道、県道にかかわる道路占用料徴収条例が改正されまして、平成21年4月1日より国と同額となりました。本市の市道につきましても、茨城県条例と同額の占用料としておりましたので、今回改正を行うものです。これによりまして、市内の道路占用料につきましては、従来のように国道、県道、市道が同じ額となるものであります。

また、国では、これまでの占用料が平成6年の水準をもとに算出していること、全国的な地価水準の下落、市町村合併の進展、社会情勢の変化などの理由により改正が行われたものであり、県でも同様に改正が行われたことから本市におきましても改正を行うものでございます。

占用料でございますが、議員ご発言のように約40%の減収にはなりますけれども、占用料に占める企業と一般の方との割合でございますが、企業が約80%、一般の方が約20%となっておりますので、今回の改正は企業ばかりではなく、一般の市民の方々からの出入り口の占用料なども負担の軽減が図られることになるものでございます。

次に、議案第9号水郡線常陸太田駅改良工事平成22年度委託契約の締結についての質疑にお答えいたします。

委託契約の積算基準とJRとの協議についてでございます。JR東日本と委託契約を締結いたします金額は、鉄道を運行させながら新たな施設を整備し、既設の設備等を撤去するという工事であることから、施工上の技術、経験、知識や現場の状況等に精通し、そのノウハウを持っている者が算出することが適切であるとの考えから、JRが社内基準で算出した金額でございます。

市はまず、議案第8号で提出させていただいておりますが、平成21年度の変更契約の金額につきまして、JRから内容、根拠について詳細に説明を受けまして精査をし、5,773万円で精

算をすることといたしました。21年度当初契約額との差額3億220万3,000円につきましては、予算を22年度へ繰り越しさせていただきまして、全体委託契約の22年度予定額4億6,567万1,000円に加えて、今回提案させていただいております7億6,787万4,000円で22年度の委託契約を結ぶものでございます。この7億6,787万4,000円の内容、根拠につきましてもJRから詳細に説明を受け、確認、精査をしているところでございます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第13号平成21年度常陸太田市一般会計補正予算についてのご質疑にお答えを申し上げます。

まず、13ページ、個人市民税滞納繰り越し分の増についてでございます。この滞納繰り越し分の増につきましては、当初予算額では、調定額1億694万2,000円に対しまして、前年度実績などを勘案して、収入歩合12%の1,283万3,000円としておりましたけれども、決算見込みにおいて調定額1億650万円に対しまして、収入率24.5%相当の2,613万7,000円が見込める状況となったために、1,330万4,000円を増額補正するものでございます。

この要因としましては、文書、電話催告、納税相談や臨戸訪問等による成果や預金、給与、生命保険、不動産、国税還付金等の滞納処分による成果であるととらえております。なお、この滞納整理に当たりましては、納税相談などにおいて生活状況を十分踏まえまして滞納処分を行っているところでございます。

次に、固定資産税現年課税分の増についてでございます。この増の主な要因は、償却資産に係る税額の増でございまして、当初予算編成時には、景気の動向により設備投資が大幅に減少すると見込んでおりましたけれども、新規企業が23社、前年度に対し増加した企業が87社あったために、償却資産の課税標準額が18億9,407万4,000円増えまして、その税額としまして2,519万1,000円が増えることとなったものです。

なお、課税標準額が増となりました主な業種につきましては、リース会社及び通信会社となっております。その他、家屋に関する固定資産税についても若干の伸びがございます。

次に、固定資産税滞納繰り越し分の増につきましては、当初予算額では調定額5億5,081万1,000円に対しまして、前年度実績などを勘案して、収入歩合7%の3,856万1,000円としておりました。決算見込みにおいて調定額5億5,943万1,000円に対しまして、徴収率10.3%相当の5,762万1,000円が見込める状況となったために1,906万円を増額補正するものでございます。

主な要因といたしましては、滞納となっておりましたゴルフ場1社が、昨年8月に1,437万2,000円を納付していただきまして完納となったものでございます。

滞納処分までの経緯につきましては、滞納処分をするまでには、再三にわたる接触のための努力をしております。それにもかかわらず完納されず納税相談にも応じないような場合は、税の公平性の観点からやむを得ず滞納処分をすることとしてございます。

次に、21ページの県派遣職員給与負担金についてでございます。県へ職員の派遣を要望する

に当たっての考え方でございますけれども、市が特に取り組むべき事務事業のために、専門的知識と特別の必要がある場合に、適任者の派遣を要請しているところでございます。平成21年度においてはご発言のとおり、県から3名の職員派遣を受けているところでございます。

給与費負担金につきましては、県との協定によりまして、市が負担し県へ納入するものでございまして、給与額等が確定した時期を待っての補正とさせていただきますために、今議会での補正予算となったものでございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 議案第13号常陸太田市一般会計補正予算39ページ、9目市民交流センター費15節工事請負費1,900万円についてのご質疑にお答えいたします。

市民交流センターは、昭和63年11月に完成し、築後21年が経過していますが、今までに防水工事は実施していません。銅板屋根を除く平屋根部分のアスファルト防水の経年劣化があり、大雨の際には大会議室、小会議室の一部が雨漏りする状況にあります。このため、今回、平屋根部分面積1,700平方メートルについて、ウレタン塗膜防水工事を行うものであります。

次に、40ページ、4目体育施設費15節工事請負費についてお答えいたします。施設改修工事費3,450万6,000円の増額補正の内容であります。3件の改修工事を行うためのものであります。

1つ目としましては、山吹運動公園運動広場の北側に防球ネットを設置するものであります。予算額は1,033万2,000円であります。野球やソフトボールの試合の際の場外へのファウル球を防ぎ、運動公園利用者や通行人の安全確保を図るものであります。防球ネットは高さ10メートル、両翼延長130メートルで計画しています。

2つ目としては、大里ふれあい広場ふれあいプール改修工事であります。予算額は1,470万円あります。プールサイドについては、平成5年度の整備以来補修を行っておりませんので、ところどころに塩化ビニールシートのはがれがあることから、今回塩化ビニールシートの張りかえを行うものであります。また、あわせて幼児プールのすべり台の塗装を行うものであります。

3つ目としましては、大里広場テニスコート改修工事であります。予算額は980万7,000円あります。これは人工芝の張りかえを行うものであります。

次に、5目15節工事請負費950万円についてお答えいたします。補修工事の内容につきましては、温水プールの各施設の床の塗膜、これは塗料の膜であります。それが膨らみ剥離、そして破れるという状況が発生しているため、今回補修をしまして利用者の安全確保を図るものであります。

塗料につきましては、弾性ウレタン樹脂系及びエキシポ樹脂系の塗料を使用しています。弾性ウレタン樹脂系の塗料につきましては、表面が柔らかいものであり、プールサイドや強制シャワー室、男女のシャワー室等で使用しています。エキシポ樹脂系の塗料はかたいものであり、スライダープールの着地点や歩行運動プールの底の部分に使用しています。

塗膜の剥離等の原因ですが、弾性ウレタン樹脂系塗料につきましては、下地コンクリートの上に塗っておりますが、コンクリートの中に床暖房の温水を通しての管が埋め込まれておりました、60の温水を通して床暖房を行っております。このことによりまして、温水の熱でコンクリートの中の水分が上昇し、水がたまることによりまして塗膜の剥離が起き、そこを利用者の通行や管理作業等により力が加わることによってはがれ、そして破れているものではないかと判断しております。また、スライダープールの着地点につきましては、着地点が1カ所であることから、継続的に力が加わることによりはがれたものであると考えております。

当初の工事の施工につきましては、適正に行われたものと判断しておりますが、今回の改修工事に当たりましては、使用する塗料、それから工法等について、設計の中で十分な検討、精査を行い、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質疑をいたします。

まず、議案第1号の常陸太田市男女共同参画推進条例の制定についてですけれども、この条例は先ほど私も期待していると申し上げましたが、いいものができたとは思っております。この中で、それぞれ「内容によって公表するものとする」とか、それから「講ずるように努める」とか、いろんな「必要な支援を行うものとする」とか、「講ずるものとする」、「努めるものとする」というような言い回しがありますけれども、もうちょっと工夫も欲しかったかなと思いますが、内容的にはよく研究されたものであるというようには感じております。

審議会の設置ですけれども、先ほど県関係者、それから社協等々、関係機関の職員を挙げられましたけれども、警察も入っております。確かにこの中ではセクシュアルハラスメント等々の問題などもありまして、そういう観点から警察からもというような考えなのかなと思いますけれども、こういうDV……、ドメスティックバイオレンス、ここにちゃんと書いてありますね。ドメスティックバイオレンス、セクシュアルハラスメント、こういうことが非常に増えているということで、そこに警察もという部分もありますが、こういう問題については、非常に専門的な研究者もいるわけです。ですから、私は警察を入れるよりは、もう少しこういう問題について、性別による権利侵害の禁止というところに出されている内容については、専門的な研究者、できれば女性であれば特にいいと思うんですけれども、そういうことで私は、警察の方まで審議会に入れる必要はないと思うんですが、そのあたりについては再考を求めたいと思います。

道路占用料の条例の改正ですけれども、先ほど8割が企業ということで2割が一般の方というような説明がありました。これは必ずしも県に合わせるとか、国に合わせなければならないということではないと思います。確かに水道管の埋設、それからその入り口ですか、出入り口等々に、一般の方に対しては、33ページに出ていますけれども低くはなっていますが、こういう部分よりも、私はどちらかという80%を占める企業に対して、これは1つは優遇ではないかと思うわけです。額そのものがこんなに引き下げられているということで、ここまで引き下げるこ

とはないのではないかと、先ほども申し上げましたように、現行でできないのかと。これは現行どおりでやればできることではないですか。その辺をちょっと伺いたいと思うんですが。

それから、議案第4号の企業等の立地促進条例の一部改正、その内容についてはわかりました。この条例を制定しての効果ですけれども、これについて今実績があるのかということについてはご答弁がありませんでしたので、そのあたりの状況をもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

駅の改良工事についてはわかりました。

一般会計の補正ですけれども、税金については、確かに自治体も市民も零細事業者も大変な中ですので、先ほどおっしゃいましたように、「生活実態を十分踏まえて」ということで進めていってほしいということを要望させていただきたいと思います。

県の職員ですけれども、ページ21です。県派遣職員給与費ということで、当初2名だったんですけれども、これが3名ということで1名分が今回補正されまして、額が決定したからということでしたが、そのあたりが少しはっきりしないんですね。当初なぜ3名で上げられなかったのかということをもう一度伺いたいと思うんですが。

それから、本市から派遣する場合、全額本市が給与を持つわけですけれども、研修といいますが、形は県の仕事をしているわけでしょうから、これはやはり県との協議で3分の2は県が持つとか、そういう話もしていくべきではないかなと思うんです。その辺でのお考えを伺えればと思うんですが。別に県派遣職員が悪いということではなくて、産業部長にも頑張って仕事をやっていただいておりますけれども、それはそれですが、給与の問題でもう少し相談をして、市からの派遣については県が持つというようなことを言えないものかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。

新規就農者等の支援事業費30ページですけれども、この事業もぜひ積極的に取り組んでいってほしいと思います。内容については詳細な説明をいただきましたのでわかりました。

39ページの市民交流センターについても現状、それから工事内容についてはわかりましたけれども、聞くところによりますと、先ほど大会議室とか銅板がかかっていない箇所の雨漏り、これが前々からあったということですが、今回こういう2次補正の中で工事請負費を計上されましたが、こういうことはもう少し状況が悪化する前に早目に改修工事をしていくべきではないかなというふうに、これは財政のこともありますけれども、その辺での考え方を伺いたいと思うんです。やっぱりひどくならない前に、大事な施設ですから傷が大きくならない前の早目の補修、こういうことができなかったのかなという気もいたしますけれども、その部分でご説明いただければと思います。

それから40ページの工事請負費、それぞれ体育施設、温水プールとありますけれども、ふれあい広場のほうはわかりましたが、温水プールはとにかくオープンしてから丸6年ということで、余りにも早い施設改修工事だと思うわけです。先ほど当時の工事、工法、材質を何を充てるのかということについても、当時適正に行われたと判断しているということではありますが、何を根拠にそういうことを言われるのか。大体五、六年でこういう改修が必要となるということは、やっ

ぱり当初もっと十分な検討が必要だったんじゃないかと思います。温水プールは、県内で常陸太田市が初めてではありませんし、よその地域でもありますから、そういうことなども考えますと、その工法がよかったのかどうかということでは非常に疑問があるわけです。今回こういうことがないように、先ほど挙げられましたけれどもウレタン樹脂系の材質を使うとかありましたが、工法についてもしっかりやってほしいと。

この温水プール以外にも当市の場合の工事、これまでも幾つか一般質問や予算時に言ってきましたけれども、斎場の外壁、あれも本当に早い時期にはがれ落ちるとか、図書館の結露とか、斎場の結露、それから総合福祉会館の外壁、図書館の外壁工事とか、一つ一つの施設を見ると、割合改修工事までの期間が短いんです。ですから、そういうところでは、一体工事の検査がどうなっているのかということ、工法がどうなのかとか、いろいろいつも疑問に思うんですけれども、やっぱり一つ一つの建物を建設するときにしっかりと検討されて、本当に住民が使って安心な施設であると、そして耐用性も材質面でもしっかり考えていただいて進めてほしいと常々思っておりますので申し上げたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 議案第6号常陸太田市道路占用料条例の一部改正についての再度の質疑にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、条例を改正しなければ当然現行の占用料金にはなりますが、先ほども申しましたように、同じ市内で国道、県道、市道の占用料が異なるということは、非常に市民に混乱を招くこととなります。まして、その中で市道が一番高くなるということは、やはり市民の方にとっては混乱を招くというように考えます。また、市といたしましては、従来から占用料につきましては、県の占用料とずっと同額にしていたという状況もございますので、今回は改正させていただきたいと存じます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 議案第4号の再度のご質問にお答えいたします。

雇用奨励金の交付実績でございますが、現在1企業に対しまして2名分の交付を行っており、平成23年度までの交付の対象となっているところでございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 平成21年度常陸太田市一般会計補正予算の再度のご質疑にお答えを申し上げます。

県派遣職員給与費負担についてでございます。県からの派遣職員について当初から3人とできなかったのかということでございますけれども、当初予算の編成時から3名を想定しておりまし

た。しかし、先ほどお答えしましたように、一人分の給与額等が確定していなかったわけでごさ
いまして、確定した時期を待っての補正とさせていただいたことから、今議会での補正予算とな
ったものでございます。

もう一点の県への研修生についての給与負担についてでございますけれども、この件につきま
しては、県との打ち合わせ等において要望をしまいたいと存じます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 議案第13号常陸太田市一般会計補正予算についての再度のご質疑
にお答えいたします。

議員発言の建物の計画的な改修というのは当然必要であると思っています。今後、財政の確保
に努力をしまいたいと思っております。

なお、参考までにパーティホールの施設等の改修の経過につきましては、平成16年度に音響
装置の改修工事を行いました。さらに19年度については、照明の改修工事を行っております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ありがとうございます。第3回目の質疑ということではないんです
が、最後に教育次長からご説明いただいた16年度と19年度ですか、照明と音響ということで、
照明については私の記憶でも9,000万円ほど使っているの、そういうことをしておりますと
いうことだけで話が終わっていますので、その後何を言いたかったのかと。こういうことをして
いるので、防水工事が必要だったけれども予算が充てられなかったとか、遅れてしまったとい
うことを申し上げたかったのかどうか、その後がわかりません。なぜ2つ挙げられたのかなとい
うことがちょっと気になりましたので、そのことについて説明いただければ、以上で質疑を終わ
ります。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 質疑にお答えいたします。

例として2つの改修工事をのせましたのは、今議員発言の、それをやったから防水工事ができ
なかったということではなくて、パーティホールの施設の管理の中で、過去に2つの施設改修工
事を行ってきたということの内容についての説明でありました。

以上です。

議長（黒沢義久君） 次、22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 立原正一でございます。私は議案第1号、議案第22号の2つの案件
につきまして簡単にお伺いしたいと思っております。

初めに、議案第1号でございます。常陸太田市男女共同参画推進条例の制定についてとあります。私はここで、審議会委員15名の選任についてをお伺いすることとあります。前任の委員さんからもお話がありましたが、私は、以前から本件に関します審議会の委任につきましては、市長が委嘱するというふうなことを言われておりましたところ、やはりそれでは本来の力が出ないということから、各種委員会については、市長の委任ではなく当市居住者からの公募による本当にやりたい人、目的に精通した自信を持っている方たちが手を挙げれば、そこで選んでいただきまして、その目的の論議が活性化すると。そして所期目的の達成には効果があるというふうに私は考えておりました、これを公募していただきたいと言っておりました。本席の中で、公募にするということをお伺いしております。常陸太田市の市長さんが、行政経営の今年度を危惧しているというところで、推奨項目の前段に置いている人口減少対策にも関係する。また、就任時から触れております「市民と協働のまちづくり」にも大きく寄与するというふうに私は考えておりました、大事な常陸太田市男女共同参画推進条例の審議会でありますので期待をしているわけでございます。

そこで、1点お伺いしておきたいわけでございますが、それは男女15人の審議会の委員ということでございまして、具体的にどのような内容についての公募をして選任していくのか、それをお伺いしたいと思います。

次に、議案第22号でございます。平成22年度の常陸太田市一般会計予算について、3つの項目をお伺いしたいと思います。

初めに32ページです。款20諸収入、項4雑入、3節3目、そこに雑入としてございまして、2億7,616万6,000円が計上されております。説明の欄には、最上位に売電収入850万円が計上されております。

歳出の項で、ページ52から53に、款2総務費、項1総務管理費、目16諸費、節12委託料1,241万3,000円の中で、説明欄の中に風力発電費本体保守点検委託料259万4,000円が計上されております。また、節の19のところ負担金、風力発電推進市町村全国協議会費ということで2万円が計上されております。端的にこの収支を見ますと、850万円から259万4,000円、さらに2万円を差し引きますと588万6,000円ということになるわけですが、この件の収支の純利金につきましてお伺いしたいわけでありませう。

次に、2つ目でございます。ページ43、目の5財産管理費です。節15工事請負費の2,915万2,000円の説明の中に、庁舎太陽光発電設備工事2,613万6,000円が計上されておりますが、本件に関します詳細の内容、工事金額に対する当市の要求内容、例えばCO₂の問題とか、その他いろいろあると思っておりますが、その辺のところの内容がどのように申し述べた上での額面になっておるのか、その辺の詳細をお伺いしたいと思います。

次に、3つ目でございます。ページ50、目の13地域振興費、節1の報酬、その中で、地域づくりサポーター報酬6人分とございます。459万円が計上されてございますが、これらはどのような知識を持つ方が要請されているのか、そして、業務内容の詳細と6人のご氏名が決定されて公表できるということとありますれば、お名前等もお伺いしておきたいと考えております。

以上で第1回の質疑を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 議案第1号常陸太田市男女共同参画推進条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

審議会委員の公募の考え方でございますが、委員さんにつきましては、市民、事業者の代表者、学識経験者、関係機関の職員、これらの方15人以内ということにしております。この中で市民については5名、事業者の代表者と学識経験者で5名、関係機関の職員5名を現在考えてございます。この市民5名の中で公募をしてみたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第22号平成22年度常陸太田市一般会計予算についての質疑にお答えをいたします。

まず、平成22年度予算における風力発電関係の収支でございます。歳入につきましては、32ページの売電収入850万円でございまして、これは東京電力への売電によるものでございます。一方、この収入を得るため必要な経費について支出を計上してございます。その支出の内訳につきましては、52ページの中に幾つかの支出項目がございますので、順次お答えを申し上げます。

まず、9節旅費1万円、11節需要費においては、消耗品1万4,000円、修繕料が439万円、12節役務費においては、電話料等1万3,000円、53ページに入りますけれども、13節委託料においては、議員ご発言のとおり、風力発電機本体保守点検委託料259万4,000円及び電気工作物保安管理等委託料21万7,000円で、合計281万1,000円となっております。また、19節負担金においては、風力発電推進市町村全国協議会負担金2万円で、歳出の合計といたしましては735万8,000円となっております。このうち、先ほどお答え申し上げました修繕料については、平成13年に建設してから9年間一度も交換していない非常制御用バッテリーボックスの耐用年数経過による交換と、ブレードへの落雷によりブレードを保護するテープ等の剥離が進行したため、クレーンを使用しまして、高所作業により張りかえを行う経費でございます。

平成22年度につきましては、このような臨時的な修繕を要することとなりますが、それでも約114万円の黒字となる見込みでございます。なお、過去3年間の収支差額につきましては、19年度501万9,000円、20年度557万7,000円の黒字となっております。さらに21年度についても約480万円の黒字を見込んでいるところでございます。

次に、50ページでございます。13目地域振興費の中の地域づくりサポーターについてでございます。この地域づくりサポーターにつきましては、3地区それぞれの地域についての知識や関心を持った方、または地域に精通した方を雇用したいと考えております。この雇用に当たりましては、公募によることを原則としまして、今後ハローワークやお知らせ版にて募集を行いまし

て、選考により採用してまいる考えでございます。

地域づくりサポーターの業務につきましては、市長が深谷議員の一般質問にお答えしましたとおり、各地域のさまざまな地域資源を生かして地域間活動、また交流人口を増やし、経済効果を生み出す地域づくり活動のコーディネート役を行うことや、新たな地域振興策を提起し、団体や地域代表の方々と協議をしながら、その具現化を図ることを業務といたしております。

また、地域の核であります支所を活用したミニギャラリーや地域資源コーナーなども設置してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 平成22年度の一般会計予算の中で、庁舎太陽光発電についての質疑にお答えをいたします。

国の これは環境省でございますけれども 補助を受けて、茨城県が創設をしました地域グリーンニューディール基金からの補助金 2,200万円を財源として実施するものでございます。今回の事業による発電量は1万8,300キロを予定しております。これを二酸化炭素に換算しますと約8トンとなりまして、市の市役所内の実行計画の削減目標約23%を見込んでおります。

次に、事業概要でございますけれども、容量が20キロワット、事業費が2,088万5,000円、設置場所につきましては、庁舎西側の車庫の上を予定しております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質疑に入ります。ただいま議案第1号につきましてご答弁いただきましてありがとうございます。本件につきまして、考え方について質問したわけですが、市民、それから学識経験者、それから職員の方ということで、各5人ということでございますが、これに精通した方たちが入ってきていただけるように祈念をしておきたいと思っております。理解いたします。

次に、議案第22号でございます。

まず、1つ目でございますが、これにつきまして説明いただきまして、今年度の利益につきましても、数字から言いますと大分少ない状況にあります。それにしましてもプラスにあるというようなことで、当市におきましては、これが唯一の自主財源なのかなと考えております。ほかに、本年は経年による補修が入ったということによってそのようなようになっておまして、以前のところでは591万円とか557万円とか408万円という大きな数字にあるものですから、こういうお考えが入るわけでありまして。やはり自主財源のことを考えますれば、これを起点といたしますと、いろんな施策というものはもう少し考え方が出てくるのではないかと考えておりますので、自主財源を作るためにもその辺の考え方をさらに進めていただきたいと思います。そして、昨日も市長が職員の

鋭気を借用しながら、賞金まで出しながら対応してきたいということも言われておりますから、年度末の表彰制度という話がありましたように、企業はよくやっているわけでありましたが、そこでもって多くの方々が表彰を受けられるような状況にご努力いただきたいと考えております。

それから、3つ目でございます。3つ目の地域振興につきましては、多くの方から公募をして、その道に精通している方を選ぶということでございますので、期待をして理解をしておきたいと思っております。

以上で私の質疑を終わりますが、最後になりますけれども、今般ご退職される方がたくさんおるといってお話が出ておりますが、長い時を当市の発展……、災害時等は日夜を問わずご精勤をいただきまして、まことに感謝と御礼を申し上げたいと思っております。中でも私、職員の方には大変ご迷惑をおかけした方もおるかと思いますが、それも当市の活力向上と財力死守、この基本は同じであると思っておりますので、今後とも当市に対しますご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、退職後のご健康には十分留意されまして、常陸太田市のほうにも出てきて現職員の激励をお願いできればと思っております。

以上をもちまして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 議長の許可をいただきましたので、先ほど議案質疑をしましたけれども、その中で一部訂正させていただきます。

総務費の19の負担金補助及び交付金の中で、県職員の給与費のところ「頑張っておられる産業部長」と言いましたけれども、「建設部長」ということで訂正をさせていただきます。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

議案第22号から議案第33号まで、以上12件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第33号まで、以上12件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長（黒沢義久君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、木村郁夫君、深谷渉君、鈴木二郎君、荒井康夫君、益子慎哉君、成井小太郎君、高星勝幸君、菊池伸也君、山口恒男君、川又照雄君、後藤守君、宇野隆子君、以上12名を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました12人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時54分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長、川又照雄君、副委員長、高星勝幸君。

以上であります。

議長（黒沢義久君） 次、議案第1号から議案第21号まで、以上21件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願第1号ないし請願第4号

議長（黒沢義久君） 日程第3、請願第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願、請願第2号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願、請願第3号外国人地方参政権付与法案反対に関する請願、請願第4号選択的夫婦別姓制度反対に関する請願、以上4件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号から請願第4号まで、以上4件については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、各委員会に付託いたします。

議長（黒沢義久君） 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月19日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時56分散会